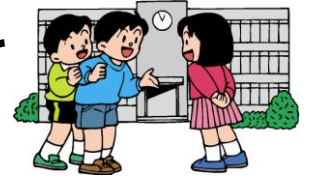


# 笠間市放課後児童クラブ入所申込について



放課後児童クラブの入所申込に際して、下記の申込書と添付書類が必要になります。

## 1. 申込書(通常入所・一時入所どちらかを提出)

利用内容	区分	必要書類	ページ
年間を通して利用する場合	通常入所	笠間市放課後児童クラブ入所申込書〔様式第1号の1〕	1
1ヵ月(または複数ヵ月)利用する場合			
長期休業期間のみ利用する場合	一時入所	笠間市放課後児童クラブ一時入所申込書〔様式第1号の2〕	3
一時的に利用する場合(月10日限度)			

## 2. 生活調査票(生活調査票1・2どちらも必須)

利用内容	必要書類	ページ
通常入所及び一時入所どちらも	生活調査票1	2
		4
	生活調査票2	5

## 3. 添付書類(父母ともに下記のいずれか必須)

放課後保育ができない理由	必要書類	頁
就業のため (親族経営の会社は除く)	①・勤務(内職)証明書〔様式第8号〕 ※勤務先で証明	6 7
自営業を営んでいるため (親族経営の会社を含む) 農業を営んでいるため	① 就労状況申告書(自営業・農業等)〔様式第9号〕 ② 就労している事実を証明する書類 (令和2年度の住民税が笠間市以外で課税される方のみ提出が必要です。源泉徴収票・確定申告書の控え等)	8 9
疾病・障害を有するため 家族の介護・看病等のため	① 申立書〔様式第10号〕 ② 育児ができない事実を証明する書類 (診断書・障害者手帳・介護保険被保険者証・その他必要と認められる書類(写し可))	10
その他の理由のため	子ども福祉課へお問い合わせください	—

## 4. 保護者負担金の減免申請(下記に該当する方のみ提出)

児童クラブ入所申込の時に申請してください。継続入所の場合でも減免申請が必要になります。

減免措置該当者	減免の内容
保護者負担金を負担すべき者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属している場合	全額免除
児童の属している世帯が、児童扶養手当の支給対象となる世帯及びこれに準ずるひとり親家庭等の世帯の場合	半額減額
その他、経済的理由により保護者負担金を納付することが困難である場合	市長が定める額

※おやつ代や行事等会費は減免対象になりませんのでご注意ください。

※放課後児童クラブ保護者負担金減免申請書〔様式第5号〕(11ページ)をご使用ください。

## 5. 注意事項

- ①各児童クラブでは申込ができません。
- ②ファックスや郵送による申込の受付はいたしません。
- ③令和元年度から継続して入所を希望される方も申込が必要です。
- ④保育所保育料、児童クラブ保護者負担金、おやつ代、その他税金等に未納がある場合は申込の受付はいたしません。
- ⑤申込の時に家庭状況の確認、児童の状況を確認させていただきます。安全な保育を行うために実施していますのでご了承ください。

申込窓口：本所子ども福祉課・笠間支所福祉課・岩間支所福祉課

受付時間：8時30分から17時15分まで(平日のみ)

申込期限：令和元年11月29日(金)

問合せ先：子ども福祉課

☎0296-77-1101(内線165)